

# 未来につなぐ相続登記

～次世代の子どもたちのために～

自分の権利を大切にするとともに、未然にトラブルを防ぐためにも  
早めの相続登記をおすすめします。

## 相続登記をしないで放っておくと…

- 用地買収の話がもちあがったため兄弟間で争いになった。
- 連絡がとれず森林が荒廃している。
- 不動産を売却したい時にすぐに売ることができない。
- 第2次相続、第3次相続が発生して連絡がとれない相続人がいる。
- 相続が2回以上重なると、相続人の確認に相当な時間や費用がかかる。
- 空き家の所有者との交渉ができない。
- 当事者に所在不明の方などがいる場合、すぐに登記を含めた相続の手続をすることができず、相続分を確定することが困難。

## Q 相続人はどのように決めたらいいですか？

**A.** 民法で定められた割合にする方法、相続人間で協議する方法及び遺言書を作成しておく方法などがあります。  
遺言（公正証書遺言）については、公証役場で作成することができます。  
詳しくは「<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>」まで。



## Q どうすれば相続登記ができますか？

**A.** 不動産の所在地を管轄する法務局に申請することで相続登記をすることができます。  
相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格者）は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。



国民の権利と財産を守る

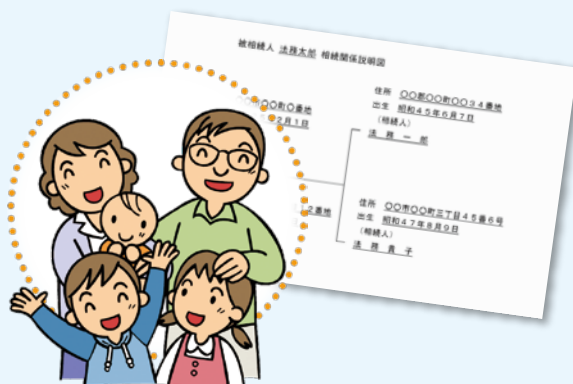
# 福井地方法務局

Fukui District Legal Affairs Bureau

# 「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト (福井地方法務局&福井県司法書士会&福井県土地家屋調査士会)

## 相続人から依頼を受けた司法書士がすること

- 戸籍をたどって法定相続人を確認する
- 適式の遺言がない場合は誰がどの遺産を相続するかなどを決めて書類を作成する
- 登記に必要な添付書類を集める
- 相続による所有権移転登記の登記申請書を作り添付書類を整え、登記申請書類を管轄の法務局に提出する etc



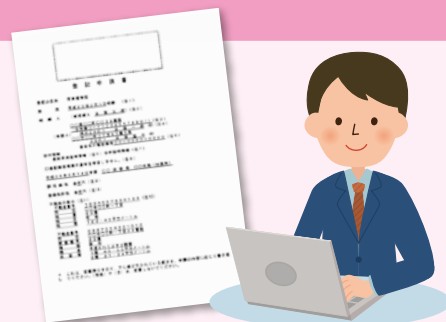
## 相続人から依頼を受けた土地家屋調査士がすること

- 相続した建物が登記されていないときに、建物を測量の上、建物の登記申請書類を作成し管轄の法務局に提出する
- 登記されている建物が増築等されているときに、建物の変更登記申請書類を作成し管轄法務局に提出する
- 一つの土地を分割する遺産分割協議がされたときに、土地を測量の上、分筆の登記申請書類を作成し管轄の法務局に提出する etc



## 法務局がすること

- 登記申請書の受付
- 書類を審査して必要に応じて補正を促す(補正できない場合は取下げ又は却下決定)
- 登記官が登記を実行する
- 登記識別情報通知書等を作成する etc



法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)

司法書士アクセスブック「よくわかる相続」【PDF】

日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。

法務省ホームページ「申請書の様式」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan4.html>

**福井県司法書士会**

司法書士総合相談センター 相談予約

**0776-30-0771**

午前10時～午後3時まで

無料  
相談

**福井県土地家屋調査士会**

**0776-33-2770**

毎月第3水曜日 午後1時～午後4時まで

無料  
相談